第10章 懲罰

第1節 総則

第162条〔趣旨〕
① 本章の規定は、次項以下に定める者に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。
② 以下に掲げる個人（以下本章において「選手等」という）
(1) 定款第10条に規定する評議員
(2) 定款第23条第1項に規定する理事および監事
(3) 定款第31条に規定する名誉役員またはエグゼクティブアドバイザー、シニアアドバイザー
(4) 定款第40条第3項に規定する職員
(5) 定款第39条に規定する専門委員会、本規程第57条の2に規定する常設委員会および本規程第58条に規定する特別委員会を構成する委員長、委員、分科会員および部会員
(6) 本規程第42条、同条の2および同条の3に規定する裁定委員会、規律委員会、役員選考・報酬委員会を構成する委員長および委員
(7) 本規程第92条に規定する選手
(8) 本協会に登録する指導者、審判、JBA3x3オーガナイザーおよびその他の登録関係者
(9) 定款第41条に規定する加盟団体（都道府県バスケットボール協会。以下、本条において「都道府県協会」という。）および定款第42条に規定する各種の連盟（以下、本条において「各種の連盟」という。）の役員
③ 以下に掲げる団体（以下本章において「加盟・登録団体」という）
(1) 都道府県協会
(2) 各種の連盟
(3) 本規程第62条に規定する加盟チーム、ブロックバスケットボール協会
(4) JBA3x3オーガナイザー

第163条〔違反行為に対する懲罰〕
① 本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下、本章において「本規程等」という）に違反した場合（以下、「違反行為」という）は、本章および別途定める「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」、その他これに付随する諸規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
② 前項に定める加盟・登録団体および選手等には、懲罰を行う時に本協会への登録がない場合においても、違反行為時に本協会への登録があった者も含むものとする。
③ 第1項に定める選手等には、違反行為時に本協会への登録がない場合においても、次の各号に該当する者を含むものとする。
(1) 日本代表チームの一員として招聘されている選手および指導者等のチームスタッフ
(2) 第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手
(3) JPBLの自由交渉リストに掲載されている選手

第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕
本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第2節 懲罰の種類

第164条〔懲罰の種類等〕
本協会による、加盟・登録団体および選手等の違反行為（競技および競技会に関連するものならびにドーピング禁止に関連するものを除く）に対する懲罰の種類、内容および決定方法は、「倫理規程」およびこれに付随する規程の定めるところによる。

第165条～第174条（削除）

第3節 懲罰の決定

第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕
① 次2項を除く違反行為に対する懲罰については、「裁定規程」およびこれに付随する規程の定めに従い決定する。
② 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、「規律規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、規律委員会の調査および審議を経て、事務総長が決定する。本項による決定が行われた場合には、事務総長は、これを理事会に報告する。
③ ドーピング禁止に関する違反行為（第11章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第176条〔裁定委員会および規律委員会の答申の尊重〕

① 理事会または事務総長は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、懲罰の決定を行うものとする。

② 事務総長は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第176条の2〔復権〕

第175条第1項により科された懲罰については、理事会は、懲罰を科した後の事情を考慮し、「復権手続規程」の定めるところにより、将来に向かってその懲罰を解除することができる。

第177条～第178条（削除）

第4節（削除）

第179条～第187条（削除）